

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税資格賦課事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、国民健康保険税資格賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

草加市長

## 公表日

令和6年5月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税資格賦課事務
②事務の概要	<p>●事務全体の概要 地方税法等の規定、市国民健康保険税条例等に基づき、賦課決定し、通知書の出力等を行う。また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができるという規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書に関する確認</li> <li>②所得の申告書に関する確認</li> <li>③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</li> <li>④被保険者資格管理に関する確認</li> <li>⑤オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>⑥オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</li> </ol>
③システムの名称	国民健康保険システム、番号管理連携システム、中間サーバー、国保総合（国保集約）システム、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名照会・更新ファイル、個人課税情報照会ファイル、資産税賦課・照会ファイル、国保資格情報異動ファイル、国保賦課情報異動ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項及び30の項</li> </ul> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条</li> <li>・第24条</li> </ul> <p>●国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 実施する</p> <p style="margin: 0;">2) 実施しない</p> <p style="margin: 0;">3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険税賦課業務&gt;</p> <p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>●国民健康保険法 &lt;昭和33年12月27日法律第192号&gt;</p> <p>・第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1592 【庶務課】048-922-0954
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課 048-922-1592

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	I 5. ②所属長	保険年金課長 坂田 幸夫	保険年金課長 今野 禎雄	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	II 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	II 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年10月5日	I 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) なし(国民健康保険税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)	事後	根拠規定見直しによる修正
平成29年10月1日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、番号管理連携システム、中間サーバー	国民健康保険システム、番号管理連携システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム	事前	システム新設による修正
平成30年2月5日	II 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	II 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	I 5. ②所属長の役職名	保険年金課長 今野 禎雄	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	II 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	II 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	II 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	II 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	II 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	II 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	表紙 評価書名	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書	国民健康保険税資格賦課事務 基礎項目評価書	事後	システム新設による修正
令和2年11月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	草加市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	草加市は、国民健康保険税資格賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	システム新設による修正
令和2年11月12日	I 1. ①事務の名称	国民健康保険税賦課事務	国民健康保険税資格賦課事務	事後	システム新設による修正
令和2年11月12日	I 1. ②事務の概要	<p>●事務全体の概要</p> <p>地方税法等の規定、市国民健康保険税条例等に基づき、賦課決定し、通知書の出力等を行う。</p>	<p>●事務全体の概要</p> <p>地方税法等の規定、市国民健康保険税条例等に基づき、賦課決定し、通知書の出力等を行う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができるという規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事後	システム新設による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	I 1. ②事務の概要	<p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①申請書に関する確認</p> <p>②所得の申告書に関する確認</p> <p>③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>	<p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①申請書に関する確認</p> <p>②所得の申告書に関する確認</p> <p>③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p> <p>④被保険者資格管理に関する確認</p> <p>⑤オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>⑥オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</p>	事後	システム新設による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	I 3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</li> <li>・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</li> <li>・第16条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</li> <li>・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項及び30の項</li> <li>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</li> <li>・第16条</li> <li>・第24条</li> <li>●国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号)</li> <li>・第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	システム新設による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	I 4. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	<p>〈国民健康保険税賦課業務〉</p> <p>●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>●国民健康保険法 〈昭和33年12月27日法律第192号〉 ・第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	システム新設による修正
令和2年11月12日	II 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	II 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	I 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 健康福祉部保険年金課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1592 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	I 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 健康福祉部保険年金課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課 048-922-1592	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	II 1. 対象人数	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	II 2. 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	I 1. ③システム名称	国民健康保険システム、番号管理連携システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム	国民健康保険システム、番号管理連携システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、窓口支援システム	事後	利用システムの追加に伴う修正
令和6年5月8日	I 5. 評価実施期間における担当部署	健康福祉部保険年金課	健康推進部保険年金課	事後	組織改正に伴う修正
令和6年5月8日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1592 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1592 【庶務課】048-922-0954	事後	組織改正による修正
令和6年5月8日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課 048-922-1592	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課 048-922-1592	事後	組織改正による修正
令和6年5月8日	II 1. 対象人数	令和5年7月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	II 2. 取扱者数	令和5年7月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正